

農業労働力確保緊急支援事業の対象期間が延長されます

新型コロナウイルス感染症の影響で 人手不足となった場合の求人活動を支援します

(下線部分は、令和3年1月1日から変更になる部分です)

支援のポイント

新型コロナウイルス感染症の影響で人手不足となった場合の

求人情報の掲載費

求人チラシの製作費

マッチング費用

が支援対象(補助率:1/2以内)になります!

✓ 支援対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた人材が来られず人手不足になった経営体と関係協同組合などが対象です!
- ◆ 対象期間: **令和2年4月1日**から**令和3年3月31日**

✓ 事業の流れ

STEP1 最寄りの**相談窓口機関**で**求人登録**を行います

STEP2 以下の書類を**全国農業会議所**に提出(**申請**)します

- 広報等活動に関する調書
- 調査会社による信用調査に関する調書
- 上記の証拠書類

STEP3 事業終了後、**相談窓口機関**に以下の書類を提出(**実績報告**)します

- 調書に記載した事項の実績をまとめた資料
- 上記の証拠書類(領収書、掲載された求人情報誌など)

※研修等支援事業と同時に申請できます

相談窓口機関とは?

本事業で求人活動等の一元管理及びマッチング相談等を行う機関で、各県に1カ所ずつ設置しています。

Q&Aなどの情報はこちらをチェック!

農林水産省HP

URL: https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/roudouryokukinkyukakuho/roudouryokukinkyukakuho.html



相談窓口の設置状況はこちらをチェック!

全国農業会議所HP

URL: <https://for-farmer.jp/>



【お問合せ先】**全国農業会議所** サポートセンターフリーコール 0120-150-055(受付時間:9時~17時)
メールアドレス info@for-farmer.jp

農林水産省